

# 屋外広告物は必ず届出を!

## 市内の無許可看板など百五十点を回収

### 府の屋外広告物条例を適用

七月十五日から三日間にわたり、府道、市道に無許可で設置している看板を京都府が撤去しました。

今回、撤去したのは、市内の府道、市道の道路に設置した立看板やはり紙などで、市土木課が京都府に応援体制を取り実施しました。

この三日間で回収した立看板類だけでも百五十件余り。中にはかなり費用をかけて作ってあるものもありました。

府土木工務所乙訓出張所は、これら広告物の所有者に対して、所在地のわかる分について引き取りの通知を出しています。中には所有者に連絡が取れないものも多く、当分の間、市で保管し、その後処分されることになっていきます。

とくに、最近の道路には広告物が目立ち、道路標

# 無許可路上広告物を一掃



回収された看板類、左下は屋外広告物認可票

## 募集します

### 昼間家庭保育員

本年四月から新しく昼間里親制度を設けました。現在一名の方が昼間家庭保育員として活躍しています。

「昼間家庭保育員」とは、やむを得ない事情により、保育所で保育できない三歳未満の乳児、または幼児を昼間、家庭に預かり保育する人をいいます。

ご希望の方は、八月三十一日までに福祉事務所へお申し込みください。

募集要領は、つきのとおりです。

- ▽ 資格
  - 市内在住の二十五歳以上六十歳未満の婦人
  - 保母、保健婦、助産婦
  - 教員の資格または免許のある方。もしくは、これらに相当する学歴を有する方か、幼児の保育に経験のある方。
- ▽ 同居する家族に六歳未満の幼児が三人以下の方
- ▽ 家庭が健全で家族の全員が健康であること。
- ▽ 保育施設などの基準
  - 一階に幼児の専用室として使用する事ができ、通風、採光の良い、面積十平方メートル以上の広さの部屋があること。
  - 幼児の遊戯場として、適当な広さの遊び場が自宅内にあること。
- ▽ 幼児の年齢に応じた衛生的な食物を、調理できる施設があること。
- ▽ 幼児の定員
  - 保育員一人につき六人以内とする。ただし、同居する家族に六歳未満の幼児がある場合は、その人数を含む。
- ▽ 委託料
  - 保育を委託した児童一人につき、月額三万円。ただし、児童のミルク代などを含む。
- ▽ 保育所等九三一一一一一社事務所等九三一一一一一へお問い合わせください。

## 市街化区域A・B農地 固定・都市計画税で減額

地方税法の改正で、市街化区域内にあるAまたはB農地について、固定資産税と都市計画税の減額規定が設けられました。

この減額対象農地となる要件は、現在耕作地として利用し、また、本年一月一日から引き続き三年以上農

地として利用することが適当であると認められる農地です。ただし、農地の面積は、一平方メートル以上の農地を対象とします。

この規定の適用を受けるためには、八月三十一日まで

に申告しなければなりません。市では、市内のA、B農地の所有者に対して今月中旬までに、申告書を送付します。

詳しくは、税務課固定資産税係九三一一一一一へお問い合わせください。

申請書は、市街化区域A、B農地の所有者に、今年中旬までに、申告書を送付します。

詳しくは、税務課固定資産税係九三一一一一一へお問い合わせください。

二二五五です。

また、歩行者の交通安全上からも路上障害物になり、六月の市議会でも街の美観を損なうということで、問題になっていました。

通常、広告物を設置する場合は「屋外広告物法」と京都府条例の「屋外広告物条例」に基づいて、府の許可を受けなければなりません。まして、道路上であれば、道路管理者の許可も得る必要があります。ところが、広告物のほとんどが無許可。このため、違反広告物の撤去にのりだしたものです。

屋外広告物を設置される場合は必ず京都府の許可を受けてください。

なお、回収された看板の引き取り申し出は府土木工務所乙訓出張所九三一一一一一まで

老齢・障害福祉年金 受給者のみなさんへ

みなさんの年金証書は、昭和五十一年度分の年金受給手続きのため、現在お預りしています。八月末ごろまでに府庁で受給の決定がなされます。このため年金証書については、九月六日の第一回支払い日までに通知しますので、今しばらくお待ち下さい。

なお、転入された方で、福祉年金を受給されている人は、印鑑と年金証書を持参のうえ、住所変更と支払い郵便局変更届を済ませて下さい。また五十一年度分の定時届もお忘れなく。

お問い合わせは保険年金課九三一一一一一まで

募集 明るい選挙 啓発ポスター

内容 明るい選挙をおすすめすることを表わすもの

募集規定

- ◇ 色と大きさ 色彩は自由、大きさは四五cm×三〇cmから五五cm×四〇cm
- ◇ しめきり 昭和五十一年九月十日(金)
- ◇ 提出先 向日市選挙管理委員会(向日市役所 総務課内)
- ◇ その他 作品のうら右下に氏名(ふりがな)を記入してください。年齢、性別、職業、住所を記入してください。
- ◇ 発表 十月下旬の見込
- ◇ 賞 入選者、佳作者には賞状と賞品を、応募者全員に参加賞を贈ります
- ◇ 発表 十月下旬の見込
- ◇ 賞 入選者、佳作者には賞状と賞品を、応募者全員に参加賞を贈ります

詳しくは、市選挙管理委員会九三一一一一一までお問い合わせ下さい

## 年金担保貸付制度

年金担保貸付とは、国民年金や厚生年金保険または船員保険のいすれかを受ける権利を担保にして、小口資金の融資を受けることのできる制度です。

この制度を利用できる人は、現在、年金を受けている人に限ります。ただし、国民年金のうち福祉年金を受けている人は利用できませんのでご注意ください。

この融資額は、十万円から七十万円まで、利率が年七・五%です。返済方法は年金の受給額を返済期間中毎回、全額払い込みます。ですから年金給付の受給権が担保になります。

申し込みに必要な書類は、借入れ申し込み書、年金証書、支払年金額を証する書類(①厚生年金、船員保険の各年金、または国民年金の老齢年金と通算老齢年金の場合)、年金決定通知書、年金支給額通知書、年金改定通知書のうち最も新しいもの。②障害、母子、準母子、遺児または寡婦の各年金は、発行後一か月以内の年金支給状況証明書)などが必要です。

このほか、借入れ人と連帯保証人(一人)の印鑑証明書が各一通づつ必要です。

### 年金担保貸付申し込み受け付け期間表

年金の種類	申込み受付期間	融資日
厚生年金保険 および 船員保険	昭和51年4月1日～4月15日	昭和51年5月27日
	昭和51年7月1日～7月15日	昭和51年8月27日
	昭和51年10月1日～10月15日	昭和51年11月27日
国民年金 (老齢年金)	昭和51年10月1日～10月15日	昭和52年2月28日
	昭和52年1月4日～1月14日	
	昭和51年5月1日～5月15日	昭和51年6月28日
国民年金 (通算老齢年金)	昭和51年8月2日～8月14日	昭和51年9月29日
	昭和51年10月1日～10月15日	昭和51年11月27日
	昭和52年2月1日～2月15日	昭和52年3月28日
国民年金 (障害年金)	昭和51年5月1日～5月15日	昭和51年6月28日
	昭和51年8月2日～8月14日	昭和51年9月29日
	昭和51年11月1日～11月15日	昭和51年12月22日
国民年金 (母子年金)	昭和51年5月1日～5月15日	昭和51年6月28日
	昭和51年8月2日～8月14日	昭和51年9月29日
	昭和51年11月1日～11月15日	昭和51年12月22日
国民年金 (遺児年金)	昭和51年5月1日～5月15日	昭和51年6月28日
	昭和51年8月2日～8月14日	昭和51年9月29日
	昭和51年11月1日～11月15日	昭和51年12月22日
国民年金 (寡婦年金)	昭和51年5月1日～5月15日	昭和51年6月28日
	昭和51年8月2日～8月14日	昭和51年9月29日
	昭和51年11月1日～11月15日	昭和51年12月22日

## 離婚後も婚姻中の氏で



このほど民法が改正され、離婚してからも、婚姻中の氏を名にすることができるようになりました。この手続きは離婚した日から3か月以内に届出なければなりません。また、この法律施行前3か月以内(本年3月15日以降)に離婚した人で、婚姻前の氏にもどっている人も、本年9月15日までに届出をすれば、婚姻中に称していた氏を再び名にすることができます。

注、離婚した日は、協議離婚は届出の日、裁判離婚は離婚の裁判が確定した日です。

死亡届の届出に関する改正

民法の改正で、死亡届の届出人は、同居していない親族でも届出人として戸籍の手続きをすることができます。以上について、詳しくは市民課へお問い合わせください。

“夏です”

水道を大切にしてください

向日市水道部